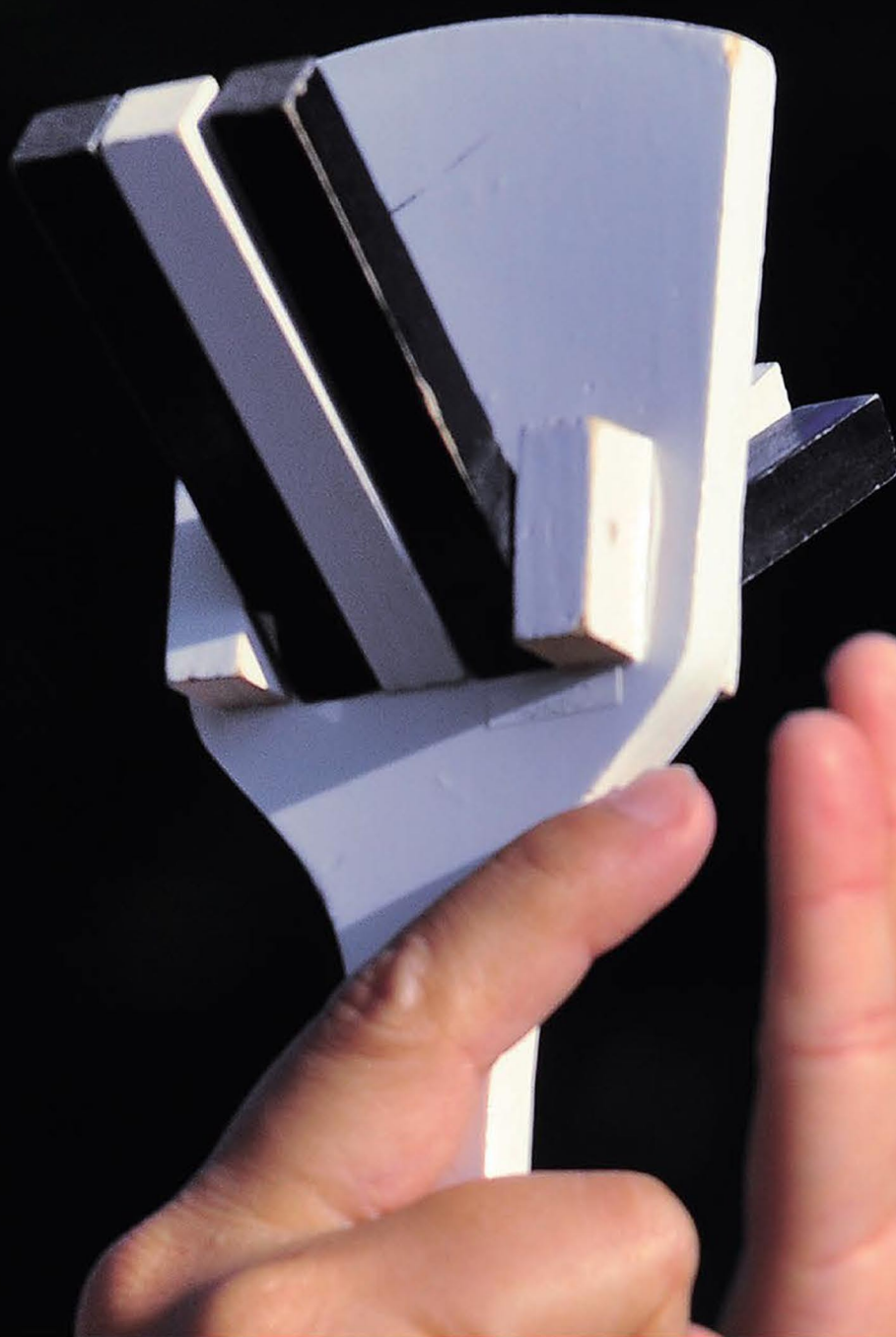


KiK○ NEWS

YOSAKOIソーラン祭り



平成30年度の検査を振り返って 機構検査部
「依存防止対策調査」～承諾書の返送にご協力を

表紙の
はなし



YOSAKOI ソーラン祭り

2万7000人の若者がソーラン節のリズムに乗って激しく踊る。平成生まれのYOSAKOIソーラン祭り。28回目の今年は6月5日から9日までの5日間、札幌大通り公園等市内20か所で開かれる。

高知よさこい祭りを見て躍動感に感動した北大生が学生仲間と、よさこい祭りと地元のニシン漁のソーラン節をミックスさせて斬新な祭りを作り上げた。横文字入りのネーミング。参加のルールはたった2つ。よさこい祭りで使われる鳴子(表紙)を持って踊る、曲にソーラン節のフレーズを入れることだけで、そのほかは曲も踊り方も衣装も自由。今では2月の雪祭りに並んで200万人の観客を集めるほどに急成長し、地元テレビ視聴率も2ケタになったという。(N)

CONTENTS

6 June
2019

平成30年度の検査を振り返って 機構検査部	1
「依存防止対策調査」～承諾書の返送にご協力を	6
璃空君 移植手術成功!	12
機構の窓から「選挙の季節」	14
店長に求められる知識「顧客サービスⅦ」	15
銀世界の裏131「盗撮サイト」	18
景品買取りにおける定額手数料の問題とキャッシュレス化 三堀 清	22
データでみるパチンコ業界	25
お知らせ	28

平成30年度の 検査を振り返って

機構検査部



ホール側の受け入れ状況は 前年度に続き概ね良好 平成30年度検査報告

遊技産業健全化推進機構が全国の誓約書提出ホールに対して検査を開始して遊技機は12年、計数機も8年の実績が出来た。

当機構の検査の受け入れ等に関しては、前年度に引き続きホール側の対応は概ね良好であった。

この点については関係者の方に感謝申し上げたい。

毎年のことでもあるが、細かな点でのトラブルはゼロではなかった。しかし、それが大きなトラブルに繋がることはなかった。これは当機構の立入検査がホールの現場に浸透してきた証拠でもあると実感している。

ホール関係者の皆様には、本年度以降も是非、この状況を続けて頂きたいと思っている。

次に平成30年度の検査結果の詳細をお知らせする。

**検査店舗数のトータルは
2万9207店に**

検査開始から12年目となった平成30年度は、全国2480店舗(計数機検査含む)において立入検査を実施することが出来た。同年度の機構の事業計画としての目標店舗数は2200であったことから、目標を上回る結果となった。

これで当機構検査部として平成19年4月から計2万9207店舗に対して立入検査を行なったことになる。

本年3月末時点の全国の誓約書ホール数は9980店舗であるので、4巡目の立入検査ホールも出てきたところであると考える。

**遊技機など
約21万台を検査**

平成30年度の検査内訳としては、遊技機1万6744台、計数機343台の計1万7087台であった。

《各年度別の機構活動状況》

各年度	検査日数	検査ホール数	検査台数				計
			遊技機		計数機		
			ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
平成19年度	146	767	1289	1607	—	—	2,896
平成20年度	160	2995	6584	7546	—	—	14,130
平成21年度	150	4449	8217	8873	—	—	17,090
平成22年度	136	3117	5837	6057	—	—	11,894
平成23年度	155	2823	5672	6219	410	21	12,322
平成24年度	179	2388	9668	10518	515	460	21,161
平成25年度	148	2127	12368	13473	289	205	26,335
平成26年度	146	2300	13927	15493	241	126	29,787
平成27年度	148	1644	9855	10894	204	82	21,035
平成28年度	140	1722	9524	10135	183	45	19,887
平成29年度	148	2375	7697	8210	289	48	16,244
平成30年度	145	2480	7535	9209	302	41	17,087
合計	1,801	29,207	98,173	108,234	2,433	1,028	209,868

「パチンコ遊技機」は142機種7535台、「回胴式遊技機」は140機種9209台。また計数機については「玉

平成30年度《月別検査集計》

各月	検査日数	訪問 都府県方面 数	検査ホール数			検査台数				計	
			遊技機	計数機	計	遊技機		計数機			
						ぱちんこ	回胴式	玉	メダル		
平成30年	4	12	8	125	33	158	466	503	30	3	1,002
	5	12	12	178	20	198	624	744	16	4	1,388
	6	12	8	177	34	211	631	774	33	1	1,439
	7	13	13	181	27	208	576	845	24	3	1,448
	8	11	10	138	20	158	476	610	16	4	1,106
	9	12	10	152	24	176	514	682	19	5	1,220
	10	15	12	176	38	214	656	742	32	6	1,436
	11	13	12	221	40	261	792	956	36	4	1,788
12	9	7	112	25	137	408	484	22	3	917	
平成31年	1	12	10	201	25	226	704	844	23	2	1,573
	2	12	11	249	19	268	856	1,066	17	2	1,941
	3	12	12	227	38	265	832	959	34	4	1,829
計	145	125		2,137	343	2,480	7,535	9,209	302	41	17,087

計数機が82機種302台、「メダル計数機」が14機種41台であった。

検査の結果

検査総数としては、「パチンコ遊技機」が9万8173台、「回胴式遊技機」が10万8234台、「玉計数機」が2433台、「メダル計数機」が1028台となった。これでこれまで検査した遊技機、計数機の合計は20万9868台と20万の大口を超えた。もちろん遊技機の入替えが煩雑に行われていることは承知しているが、遊技機台数だけでみれば、昨年末の全国の総台数が約430万台なので、単純計算でその4.8%に検査の手が入ったことになる。

検査の結果内容については、引き続き詳細の公表を控えさせて頂くが、昨年度の検査においても残念なことに異常が確認された。しかし、全般的な傾向としてはかなり改善され、良い方向に向かっている状況だと考えている。

なお、異常が確認されたケースとしては、前年度から引き続き、回胴式遊技機のメダルセレクターカバーの欠損や中継基板の封印バンドの欠損などがあった。昨年も同様のお願いをしたが、これらの事案はホール側のモラルの間

平成30年度《誓約書提出ホール数の推移》

平成30年度 各月	提出 ホール数 組合員	提出 ホール数 非組合員	提出 ホール数 合計	前月との 差分 (ホール数)		
平成30年	4月末	9735	708	10,443	-86	
	5月末	9715	696	10,411	-32	
	6月末	9677	685	10,362	-49	
	7月末	9646	679	10,325	-37	
	8月末	9573	679	10,252	-73	
	9月末	9554	674	10,228	-24	
	10月末	9519	667	10,186	-42	
	11月末	9504	660	10,164	-22	
	12月末	9439	670	10,109	-55	
	平成31年	1月末	9409	669	10,078	-31
		2月末	9368	653	10,021	-57
		3月末	9337	643	9,980	-41

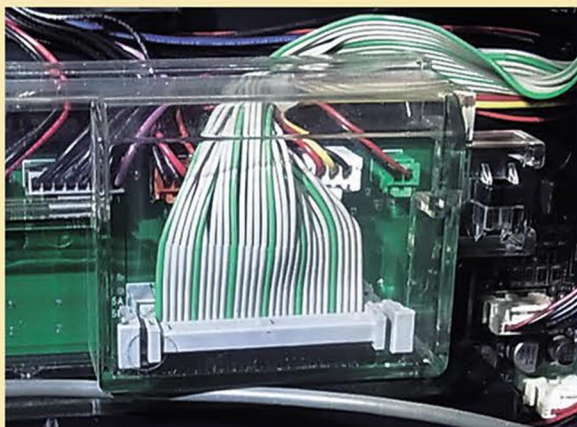
題でもあると思われることから、是非ともホールの現場においては日常的な遊技機の点検確認をお願いしたい。

また、現在、ホールの現場では回胴式遊技機の旧規則機が多く設置されており、AT機能、ART機能を有するもののサブ制御基板、またサブ制御基板に繋がるハーネス、そして中継端子板などに注意が必要である。さらにカシメやキャップなどの偽造品にも注意が必要であると考えている。

最後に、毎年その概要だけをお知らせしている各店舗の稼働率平均の調査等については、平成30年度は前年度に比べてパチンコの4円が微減、低貸が微増。また回胴式遊技機の20円がほぼ同じで、低貸が微減となっている。

現在も確認されている異常事案

不正改造事案に直接繋がるわけではないが、パチスロ機で明らかに剥がされてはだめだと考えられる主基板横の封印シールが剥がされたままの異常事案(写真上)。また、パチスロ機の中継端子板の封印バンドが外されたままの事案(写真下)も続いている。



パチンコ業界を取り巻く厳しい状況は続いていると考えている。

本年度は元号も5月から令和となり、新時代へ向けて業界全体が明るい状況に変わっていくよう機構検査部としても頑張っていきたいと思っている。

次に、機構に対して誓約書を提出されている全国のパチンコホールは、本年3月末時点で9980店舗であった。別表にある通り、昨年4月の時点からの推移としては誓約書提出ホール数がマイナス549店舗となっている。昨年度のマイナスが466店舗であったことから、店舗数の減少が大きく拡大

大したことになる。

なお、既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされていることから、実際に営業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。

検査でお伝えする

次に実際に検査を行なった機構検査部の検査員が気づいたことなどを以下

にまとめてお伝えする。

計数機検査については、前年度に引き続き良い状況が続いている。

ホールの現場においては、日常の業務に加え、計数機の定期的なメンテナンス等も継続してお願いしたい。

封印バンドの欠損などが目につく

次に問題点、すなわち遊技機検査における異常事案について公表できる範囲のものをお知らせする。

平成30年度の異常事案については、遊技メダルセレクターのカバー欠損、そして中継基板の封印バンド欠損などが発見されている。日頃の点検で防げるものもあるので、ホール現場においては、これらの点についての注意をお願いしたい。

機構検査部としては、本年度も全国で通報件数がゼロになることを願って検査を続けて行きたい。

本年度も機構の検査活動にご理解とご協力をお願いする。

あわせて、本年度より開始する予定の依存防止対策調査へのご協力もお願いしたい。



平成30年度検査報告

平成30年度<都府県方面別の機構活動状況>

NO	都府県方面名	誓約書提出 ホール数	検査ホール数			検査台数				合計
			遊技機	計数機	合計	遊技機		計数機		
						ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	札幌方面	258	26	-	26	78	130	-	-	208
2	旭川方面	77	24	-	24	96	96	-	-	192
3	釧路方面	81	24	7	31	82	110	6	1	199
4	北見方面	45	6	-	6	20	28	-	-	48
5	函館方面	53	20	-	20	64	90	-	-	154
6	青森県	131	27	11	38	96	120	10	1	227
7	岩手県	127	23	8	31	84	100	7	1	192
8	宮城県	193	32	13	45	124	132	12	1	269
9	秋田県	110	29	-	29	122	110	-	-	232
10	山形県	98	25	-	25	82	110	-	-	192
11	福島県	195	42	10	52	148	188	9	1	346
12	東京都	840	128	12	140	430	542	11	1	984
13	茨城県	255	60	9	69	200	276	8	1	485
14	栃木県	175	53	-	53	220	204	-	-	424
15	群馬県	164	22	-	22	76	100	-	-	176
16	埼玉県	496	102	7	109	336	420	6	1	763
17	千葉県	420	105	10	115	367	448	10	-	825
18	神奈川県	528	109	10	119	376	482	9	1	868
19	新潟県	169	37	6	43	122	174	5	1	302
20	山梨県	65	30	-	30	118	122	-	-	240
21	長野県	177	41	21	62	146	177	18	3	344
22	静岡県	287	76	-	76	270	314	-	-	584
23	富山県	74	24	10	34	92	100	8	2	202
24	石川県	91	25	10	35	100	100	9	1	210
25	福井県	74	22	8	30	88	88	7	1	184
26	岐阜県	169	43	9	52	156	188	8	1	353
27	愛知県	553	114	10	124	404	530	9	1	944
28	三重県	127	30	10	40	112	112	10	-	234
29	滋賀県	115	42	12	54	144	176	11	1	332
30	京都府	173	41	10	51	144	182	9	1	336
31	大阪府	750	89	10	99	330	368	8	2	708
32	兵庫県	407	68	7	75	216	316	7	-	539
33	奈良県	84	21	-	21	84	84	-	-	168
34	和歌山県	81	27	-	27	104	112	-	-	216
35	鳥取県	65	24	5	29	70	114	3	2	189
36	島根県	73	25	9	34	98	98	7	2	205
37	岡山県	143	40	11	51	128	192	10	1	331
38	広島県	258	51	8	59	152	224	6	2	384
39	山口県	134	37	8	45	144	148	7	1	300
40	徳島県	64	30	-	30	94	138	-	-	232
41	香川県	76	23	6	29	84	100	3	3	190
42	愛媛県	118	37	8	45	116	153	7	1	277
43	高知県	85	20	7	27	78	82	7	-	167
44	福岡県	379	60	5	65	196	279	4	1	480
45	佐賀県	66	22	7	29	88	80	6	1	175
46	長崎県	157	38	7	45	132	172	7	-	311
47	熊本県	159	25	7	32	88	110	7	-	205
48	大分県	127	24	9	33	88	102	8	1	199
49	宮崎県	130	24	10	34	84	100	9	1	194
50	鹿児島県	226	45	6	51	164	188	4	2	358
51	沖縄県	78	25	10	35	100	100	10	-	210
合計		9,980	2,137	343	2,480	7,535	9,209	302	41	17,087

「依存防止対策調査」 承諾書の返送にご協力を

遊技産業健全化推進機構は全国のホテル経営者の方々に「依存防止対策調査」の「承諾書」を提出して頂くよう準備が整い次第、依頼の文書などを含めた承諾書セットを発送する。ホテルから承諾書が返送された後、調査に取りかかることになる。

「ギャンブル依存症対策推進基本計画」に基づく調査

この調査は昨年10月に施行された「ギャンブル依存症対策基本法」に基づき政府が作成、4月22日に閣議決定した「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に沿ったもので、正式名称は「依存防止対策への取組み状況を確認する調査」。従来の不正防止対策の立入検査の場合は「誓約書」をホールに提出してもらい、遊技機及び計数機の検査を実施している。今回の依存防止対策調査も同様に「承諾書」を提出したホールについて調査を行う仕組みにした。

同基本計画では、遊技業界が

1-4 ばちんこにおける取組【警察庁】

第1 ばちんこにおける広告・宣伝の在り方

1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制

【目標と具体的取組】

ばちんこ業界は、広告・宣伝がばちんこへの依存問題の発生を抑止するものとなるよう、平成31年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針を策定し公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込むことを検討。

(1) 現状

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗適正化法」という。）第16条において、ばちんこ営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告・宣伝をすることが禁止されており、ばちんこ業界においては、同法で禁止される広告・宣伝が行われないよう、広告・宣伝の内容に関する自主規制の策定などの取組が行われている。

また、依存（のり込み）問題の発生を未然に防ぐため、平成26年10月、業界団体が定めた共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のり込みに注意しましょう。」をばちんこ営業所のチラシ等に一定の大きさと掲載する取組を開始した。その後策定された「パチンコ店における依存（のり込み）問題対応ガイドライン」及び「パチンコ店における依存（のり込み）問題対応運用マニュアル」（以下「依存（のり込み）問題対応ガイドライン等」という。）においては、ばちんこへの依存問題の相談機関であるリカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）の相談窓口と併せ、共通標語のテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における活用、ばちんこ営業所経営企業及びばちんこ営業所のウェブサイトにおける掲載、ばちんこ営業所内のデジタルサイネージにおける表示等を促すなど、ばちんこへの依存防止対策を推進している。

(2) 課題

ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくする必要性が指摘される中、広告・宣伝がばちんこへの依存問題の発生を抑止するものとなるよう指針を策定する必要がある。

(3) 対策

現在運用している依存（のり込み）問題対応ガイドライン等における広告・宣伝に係る規定を基に、平成31年度中に、業界において策定することとしているばちんこへの依存防止対策に係る実施規程において、広告・宣伝に関する全国的な指針を規定する。

同指針には、テレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における広告・宣伝について、他の業界における自主基準等も参考として、注意喚起の文言が一般の方が十分に視認できるよう、一定の文字の大きさと秒数を確保するなどの表現方法の基準等について盛り込むことを検討する。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画

平成31年4月19日

目次

はじめに	1
第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等	2
Ⅰ ギャンブル等依存症対策の現状	2
1 ギャンブル等依存症対策の対象	2
2 ギャンブル等依存症問題の現状	2
3 これまでの政府の取組	2
Ⅱ ギャンブル等依存症対策の基本理念等	3
1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援	3
2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮	3
3 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮	3
Ⅲ ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項	4
1 推進体制	4
2 位置付けと対象期間	4
3 基本的な考え方	4
Ⅳ ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について	5
1 ギャンブル等依存症問題啓発週間の実施	5
2 都道府県における推進計画の策定	5
第二章 取り組むべき具体的施策	6
Ⅰ 関係事業者の取組：基本法第15条関係	6
Ⅰ-1 競馬における取組【農林水産省】	6
第1 競馬における広告・宣伝の在り方	6
1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制	6
2 普及啓発の推進	7
第2 競馬におけるアクセス制限等	7
1 本人・家族申出によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	8
2 競馬場・場外馬券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	9
3 購入履歴照査システムの早期導入等による、インターネット投票におけるアクセス制限の強化	10
4 競馬場・場外馬券売場のATMの撤去	11
第3 競馬における相談・治療につなげる取組	11
1 自衛グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	12
2 公営競馬ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化	13
3 セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	14

取り組む対策として、依存問題に関する普及啓発などのほか、社会的関心が高いATM、デビットカードシステムの撤去等の推進、自己申告・家族申告プログラムの周知徹底などが盛り込まれた。

遊技産業健全化推進機構についても依存防止対策取組み状況の確認などの役割が組み込まれた。

遊技業界関連の主な内容は下記の通り。

① リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談体制の強化、機能拡充のための支援

平成18年4月に全日遊連の支援で設立された。パチンコへの依存などについての電話相談を受け付け、必要な場合に医療機関や精神保健福祉センターなどを紹介している。広く存在を知らせるためにホールの広告や業界団体のサイトなどに相談窓口を掲載するとともにリーフレットを置いて周知を図っている。

今後、相談件数が増加することが予想されるため、適正な人員配置など体制・機能の充実に向けた業界の支援を実施する。

② 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化

この制度は平成29年4月に依存防止対策専門員としてアドバイザーを配置する取組みとしてスタートした。21世紀会が開催する講習会を受講したホールスタッフらに修了書を発行し、このスタッフたちがホール現場で依存問題に関する相談などを受けられるシステム。昨年末までに約3万人が受講している。これを令和3年までに、アドバイザーの「活動の手引き」の内容を充実するなどさらにアドバイザーの活用を改善を図っていく。

③ ぱちんこへの依存防止対策にかかる実施規程の制定

ホール向けの依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等を策定し、スタッフへの教育、相談窓口ポスターの店内掲示、初

第2 ぱちんこにおけるアクセス制限

1 自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等

【目標と具体的取組】

- ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。
- 平成31年度以降、自己申告・家族申告プログラムの周知を強化。
 - 平成31年度中に、本人の同意のない家族申告による入店制限を導入。
 - 平成33年度までに、複数店舗への申告に関する負担軽減策を実施。顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討。

(1) 現状

ぱちんこ業界では、ぱちんこ営業所の顧客会員システムを活用して、客が1日の遊技使用上限金額等を自ら申告し、設定値に達した場合、ぱちんこ営業所の従業員が当該客に警告する「自己申告プログラム」の普及に取り組んでおり、同プログラムの導入店舗数は、平成30年12月末時点で、2,195店舗まで拡大している。同プログラムは、平成27年10月から運用を開始し、当初は申告対象が1日の遊技使用上限金額にとどまっていたところ、平成29年12月からは、申告対象を1日の遊技時間や1か月の遊技回数、入店の制限にも拡大するとともに、利用者の同意を得た家族からの申告に基づき、当該利用者のぱちんこ営業所への入店を制限する取組(家族申告プログラム)も開始している。

(2) 課題

自己申告プログラム・家族申告プログラムの導入店舗数が更に拡大するよう、引き続き、両プログラムの普及に取り組む必要がある。また、両プログラムを必要とする利用者やその家族にとって利用しやすい環境の構築も求められる。また、ぱちんこへののめり込みによる被害から家族を守るためには、ぱちんこへの依存問題を抱えている利用者や、ぱちんこへののめり込みによりその家族の生活に支障を生じさせるおそれがある利用者に対しては、利用者本人の同意の有無にかかわらず、当該利用者の入店を制限することが適切であるところ、現在、利用者本人の同意なく、利用者の家族からの申告に基づき、当該利用者の入店を制限する取組は行われていない。

(3) 対策

平成31年度中に、利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限について導入を開始するとともに、自己申告プログラム・家族申告プログラムを導入している店舗を業界団体のウェブサイトに掲載し、依存防止対策が進んでいる店舗として情報発信するなど、両プログラムの普及に向けた取組を検討・実施する。また、平成33年度までに、両プログラムへの申告に当たり、ウェブサイトから申込書の様式を入手できるようにすることや、複数店舗に申告する際の書類作成などの手続に係る負担の軽減に資する取組を実施するとともに、顔認証システムの活用に係るモデル事業等、申告対象者の把握を容易にする取組についても検討する。

4 第三者機関(一般社団法人遊技産業健全化推進機構)による依存防止対策の立入検査

【目標と具体的取組】

遊技産業健全化推進機構は、平成31年度から、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検を開始。

(1) 現状

ぱちんこ業界では、各ぱちんこ営業所向けに依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等を策定し、ぱちんこ営業所に周知するとともに、アドバイザーを配置し、ぱちんこ営業所において、ぱちんこへの依存問題に関する相談等に対応しているなど、ぱちんこへの依存防止対策に取り組んでいる。

また、全てのぱちんこ営業所において、適切なぱちんこへの依存防止対策を組織的に行わせるため、施行規則に規定するぱちんこ営業所の管理者の業務として、ぱちんこへの依存防止対策を追加することを内容とする施行規則の改正を行い、平成30年2月から施行した。

(2) 課題

風営適正化法に基づく都道府県公安委員会による報告・立入りに加え、第三者機関がぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を点検することにより、依存防止に向けた取組が一層推進されると考えられるところ、現在、第三者機関による点検は行われていない。

(3) 対策

現在、一般社団法人遊技産業健全化推進機構(以下「推進機構」という。)により、誓約書提出営業所に対して遊技機等の立入検査を定期的に実施していることから、平成31年度中に、推進機構により、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検を開始し、ぱちんこ営業所における依存防止に向けた取組の推進を図る。

承諾書の返送にご協力を

心者への適度な遊技方法の案内等を推進しているが、今年度中に、広告・宣伝に係る指針、18歳未満のホールへの立ち入りを防ぐ「依存問題対策要綱」を制定・公表する。

④ 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査

遊技産業健全化推進機構は今年度からホールにおける依存防止対策の取組み状況の点検を開始する。ホールが適切な依存防止対策を組織的に行えるよう、施行規則の管理者の業務に依存防止対策を追加する改正を行い、平成30年2月から施行した。この取組みが推進されるよう現場の状況を点検する目的で、遊技機などの立入検査と合わせ実施していく計画。

⑤ 業界の取組みについて評価・提言を行う第三者機関の設置

遊技業界の取組みを評価し、さらなる施策を提言する「パチ

ンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」が1月に発足した。医師、弁護士らで構成され会合を重ねているが、この会議の提言などを積極的に活用する。

⑥ ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善

都道府県公安委員会による報告、遊技産業健全化推進機構の点検を通じて、各ホールにおける依存防止対策の取組み状況を随時確認し、改善を促進する。

こうした基本計画に沿って「パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム」（5月、東京）が開催されるなど遊技業界で取組みを進め、機構では調査の準備を行っている。

誓約書に承諾書が加わる委託業者から発送

具体的にはまず「承諾書」の提出が先行する。現在提出頂いている「誓約

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果

平成31年4月19日 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

項目一覧

- (1) 「はじめに」に関する御意見
- (2) ギャンブル等依存症の定義に関する御意見
- (3) ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づく対策の対象に関する御意見
- (4) ギャンブル等依存症対策の推進体制に関する御意見
- (5) ギャンブル等依存症対策の予算に関する御意見
- (6) PDCAサイクルの推進に関する御意見
- (7) 関係事業者の取組全般に関する御意見
- (8) 関係事業者における広告・宣伝の抑制に関する御意見
- (9) 関係事業者における普及啓発の推進に関する御意見
- (10) 関係事業者における本人・家族申告によるアクセス制限に関する御意見
- (11) 20歳未満の者の購入禁止の強化に関する御意見
- (12) インターネット投票に関する御意見
- (13) 関係事業者におけるATMの撤去に関する御意見
- (14) 関係事業者における相談・治療につなげる取組に関する御意見
- (15) 関係事業者における従業員教育の推進に関する御意見
- (16) ぱちんこにおける取組全般に関する御意見
- (17) ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方に関する御意見
- (18) ぱちんこにおけるアクセス制限に関する御意見
- (19) 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施に関する御意見
- (20) ぱちんこにおけるATM等の撤去等に関する御意見
- (21) 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入に関する御意見
- (22) ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組に関する御意見
- (23) ぱちんこにおける依存症対策の体制整備に関する御意見

書」に加え、今回の取組みに関する「承諾書」の提出を全国のホールにお問い合わせしたい。
 機構が委託した専門業者が各ホールの管理者宛に承諾書を送る予定で、承諾書が届いたら所

定の事項に記入、署名、捺印の上、返信用封筒で委託業者に返送する形を取っている。委託業者に届いた承諾書は当機構事務局に回り、今後の調査に活用されることになる。

各ばちんこホール宛にお送りする書類等

(予定)

① 承諾書提出について

(案内文)

② 承諾書(法人用・個人用)

の記入方法

③ 遊技産業健全化推進機構 定款

④ 依存防止対策への取組み 状況を確認する調査実施 要綱

⑦ 返信用封筒 (委託業者宛)

⑧ 承諾書 (法人用)

⑨ 承諾書 (個人用)

※10～11ページに承諾書の見本を掲載

● 機構事務局から

承諾書の配送、返送、登録等は当機構が契約した委託業者の対応とさせていただきます。

↓準備が整い次第、全国のばちんこホールの管理者の方宛に依存防止対策調査が可能となる「承諾書」セットを発送します。さらに当機構本部内に、本件事業等に関する問合せ窓口を設置し、当分の間、関係者の方からのお問い合わせ等に対して職員が対応します。

また、依存防止対策調査専用ホームページは準備が整い次第開設致します。

注意すべきポイントは？

★若者の皆さん、ちょっとしたビギナーズラックに注意しましょう。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。
 なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等をすることは禁止されています。

★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。

- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。
- ただし、御本人の主体性が「回復」への原動力となります。

★ギャンブル等をしているときの様子が急激に変化している方は周囲にいませんか？

- 「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、止められなくなっている」のか、慎重に様子を見てください。

★借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思っても、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、立ち直る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか。少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報が掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症 検索

(消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

【平成30年11月作成】
 (作成取りまとめ:消費審庁) 内閣官房 消費者庁 厚生労働省 金融庁

「のめり込み」にはくれぐれも御注意を

～ギャンブル等は「適度」にたしなみましよう～

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症とは？

★ギャンブル等にのめり込むと、御家族などの周囲の皆さんにも影響が及びます。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
 すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。

★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格が原因となる疾患ではありません。

★分かっているのにやめられない。。。ギャンブル等依存症のサインでは？

- 負けを取り戻すために、ギャンブル等をしていませんか。
- ギャンブル等のために、周囲の皆さんに嘘をつき、お金を借りていませんか。

見本

依存防止対策調査承諾書管理番号 _____

依存防止対策への取組み状況を確認する調査への承諾書（法人用）

年 月 日

一般社団法人遊技産業健全化推進機構 代表理事 殿

法人名 _____

法人所在地 _____

法人代表者 _____ 会社印

店舗名 _____

店舗所在地 _____

当社は、ギャンブル等依存症対策基本法（以下単に「基本法」という。）の目的、基本理念等を正しく理解し、関係事業者としての責務を果たすとともに、依存防止対策への取組みの一環として、一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構」という。）の定款、要綱等の趣旨に賛同し、機構が実施する依存防止対策への取組み状況を確認する調査（以下「依存防止対策調査」という。）を承諾する証として、下記事項を認諾し、本承諾書を提出します。

記

1. 当社は、営業時間の内外を問わず、随時、無通知、かつ撮影機器等を使用した必要な方法等により、不正改造根絶に向けた機構の立入検査と同時に、又はこれとは別に独立したかたちで機構が実施する依存防止対策調査を、当社の店舗が受けることを承諾します。
2. 当社は、前項に定める依存防止対策調査の結果等について、機構が別途「依存防止対策への取組み状況を確認する調査実施要綱」に定める行政機関、関係団体等に提供すること等を含め、機構が執る措置に同意します。
3. 当社は、基本法に掲げられた関係事業者の責務を果たすとともに、遊技業界全体ですすめる依存防止対策への取組みに参画します。
4. 当社は、当社の全従業員及び当社の店舗において業務に従事するすべてのものに対し、本承諾書の趣旨を周知し、その遵守を徹底することを約します。
5. 当社は、新たに店舗を開設した場合には、当該店舗に係わる承諾書を速やかに機構に提出します。
6. 当社は、当社の機構への本承諾書の提出状況及び、本承諾書に記載した情報等を、機構がホームページ等で公開することにも同意します。

以上

依存防止対策調査承諾書管理番号

見本

依存防止対策への取組み状況を確認する調査への承諾書（個人用）

年 月 日

一般社団法人遊技産業健全化推進機構 代表理事 殿

店 舗 名

店 舗 所 在 地

店 舗 代 表 者

印

私は、ギャンブル等依存症対策基本法（以下単に「基本法」という。）の目的、基本理念等を正しく理解し、関係事業者としての責務を果たすとともに、依存防止対策への取組みの一環として、一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構」という。）の定款、要綱等の趣旨に賛同し、機構が実施する依存防止対策への取組み状況を確認する調査（以下「依存防止対策調査」という。）を承諾する証として、下記事項を認諾し、本承諾書を提出します。

記

1. 私は、営業時間の内外を問わず、随時、無通知、かつ撮影機器等を使用した必要な方法等により、不正改造根絶に向けた機構の立入検査と同時に、又はこれとは別に独立したかたちで機構が実施する依存防止対策調査を、私の店舗が受けることを承諾します。
2. 私は、前項に定める依存防止対策調査の結果等について、機構が別途「依存防止対策への取組み状況を確認する調査実施要綱」に定める行政機関、関係団体等に提供すること等を含め、機構が執る措置に同意します。
3. 私は、基本法に掲げられた関係事業者の責務を果たすとともに、遊技業界全体ですすめる依存防止対策への取組みに参画します。
4. 私は、私の経営する店舗の全従業員及び私の店舗で業務に従事するすべてのものに対し、本承諾書の趣旨を周知し、その遵守を徹底することを約します。
5. 私は、新たに店舗を開設した場合には、当該店舗に係わる承諾書を速やかに機構に提出します。
6. 私は、私の機構への本承諾書の提出状況及び、本承諾書に記載した情報等を、機構がホームページ等で公開することにも同意します。

以上

璃空君 移植手術成功！

心臓移植手術を受け、成功した。術後の経過は順調で点滴を外し、食事も自由に摂れるようになったという。「りくくんを救う会」では「ドナーの方から送られた大切な命のバトンが元気に動いているそうです」とホームページなどで報告するとともに支援してくれた人たちへの感謝の気持ちを伝えている。

拡張型心筋症のため渡米していた長岡璃空君（3歳）（さいたま市）が4月末、米国・アーカンソー小児病院で



「命のバトン」受け取る
4時間にわたる手術

ドナーとの出会いの連絡が入ったのは4月28日14時50分ごろ（現地時間）。移植コーディネーターから手紙の形で伝えられた。ご両親は「コーディネーターの方と看護師さんが泣いている姿を見て、ようやく理解する事ができました」という。医師たちも笑顔で病室に來てくれた。

翌29日に約4時間の手術が行われ、朝方「無事、戻ってきてくれました」。

術後の回復は医師たちも驚くほど早く、順調。30日には目を開け、手を伸ばしたりし、笑顔も見せた。2日目に呼吸器を外し、水を飲めるようになった。3日目はドレーン（排液管）と手首の点滴を外し、4日目には食事を再開できた。最初は食パンで、さらに病棟で食べ放題になっているバナナやイチゴなどのアイスクリームを「嬉しそうに自分で食べておりました」。

さらに静脈の点滴などが外され、1年7ヶ月の間、りくの命を



ちびっ子たちも参加した募金活動

術後、元気になった璃空君



ピースサインを出す璃空君▲

繋ぎとめてくれていた強心薬がOFFになった時、(略)先の見えなかつた長い長い闘いを終えたのだと実感しました」。顔色が良くなり、唇の赤み、手足の温かさなどこれまででない生命力が感じられるようになったという。ホームページでは明るい表情の璃空君の写真を見ることが出来る。

多くの支援が 実現させた 「もう一つの誕生日」

「救う会」では「心臓を提供してくださったドナーのお子様のご冥福を深くお祈りするとともに、臓器提供の決断をしてくださったご家族のみなさまに心より感謝致します」との言葉を掲載した。また

ご両親は「心電図の綺麗な波形、胸の鼓動を見て、(略)強い生命力を感じました。ご支援、ご協力いただいた皆様のおかげで、ようやくたどり着く事ができた、りくのもう一つの誕生日」と喜びと感謝の気持ちを表している。

旺典君 渡航準備に専念

東京都小金井市の上原旺典君(3歳)は都内の病院で渡航の準備を進めている。

3月に空港に行く救急車での搬送訓練を行うなど態勢は整っている。ご両親は「このGWで、入院して3年が経ちます。赤ちゃんだったおうすけは、3歳9ヶ月」とし、「おうすけは、ありがたい事に、こ



▲新元号を掲げる旺典君

の3年間、先生や看護師さんなど、関わるたくさんの人に支えられ、可愛がられ、おうすけなりに成長して来ました。(略)あともう少し、おうすけが自由に走り回れる時まで、頑張ります」と「おうちゃん日記」に記している。

ピカピカの1年生 富山の澄花ちゃん

米国で心臓移植手術を受けた長尾澄花ちゃん(6歳)が4月、小学校に入学した。「すみかちゃんを守る会 広島」が地元紙に掲載した記事などをフェイスブックで「お知らせ」として紹介している。

澄花ちゃんは、お母さんの郷里である同市の病院で生まれたが、生後3か月で拡張型心筋症と診断され、自宅のある広島県呉市に住むことが出来ず病院暮らしを続けた。「守る会」が募金活動で渡航資金など約1億6000万円を集



澄花ちゃん入学の嬉しいニュース

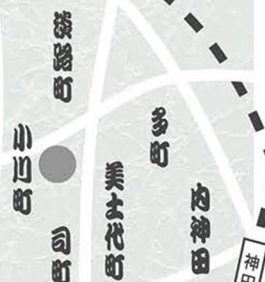
め、2014年3月に渡米。5月に手術を受け、成功した。募金には広島県の呉遊技業組合や富山の澤田グループなどが協力した。

お知らせでは、ランドセルを背負い、笑顔を見せる澄花ちゃんと嬉しそうに見守るお母さんの実香さんの写真などが紹介されている。澄花ちゃんは背も伸び、元氣そうに見える。

澄花ちゃんは拒絶反応を防ぐため1日2回免疫抑制剤を服用、1か月1回は通院している。抵抗力が弱く感染症の恐れがあるため、学校側は医療的なケアを必要とする児童向けの「特別支援学級」を開設した。空気清浄機などが備えられ、澄花ちゃんの学校生活をサポートしていくという。

機構の窓から

選挙の季節



統一地方選が終わり、夏の参院選は、衆参同日選挙になる可能性もささやかれている。ここでは投票の話でなく、立候補する側の話を――。

選挙を手伝ったことは一度だけある。学生時代に家庭教師のバイト先の父親が東京のある区議会議員選挙に出ることに、おつきあいで運動したのだった。

当時は、選挙ポスターの掲示板がなく、戸別訪問していちいち選挙ポスターを貼りに行ったのを覚えている。教えていた高校生の長男と組になって、ポスターを貼ったベニヤ板を抱えて告示日の出陣式の後、出かけていった。地元で事業をする保守系候補だったが、初挑戦だったので、認知度にかけていた。蕎麦屋さんの外壁に貼らせて貰ったりしたが、なかなか、はかが行かない。名案のつもりで、同じ区なのだから、電車で一駅乗っていいこう、と残りを隣町でスムーズに貼ったのだった。

戻ると、選挙事務所に、同じ保守党候補の選対から電話があつて、お前のところは区割りをどう考えているのか、選挙妨害するのか、えらい剣幕で怒鳴られ、「早く、ポスター剥がして来い」と命じられ、また長男と電車に乗って行った情ない覚えがある。

今考えると、家族とはいえ高校生が選挙運動を手伝って違反でなかったか、心もとない。

結局、落選だった。ひとつもいいことがなかったが、高校生の長男だけは選挙カーに乗っていた年上の若いウグイス嬢と恋仲になって、親が心配するほどのめり込んでしまうオチがあつた。

就職して、取材の仕事をしていた時、テレビで人気者だった青島幸男、中山千夏氏らが選挙に打って出たことがあつた。青島さんは全く選挙運動をしなかった。中野ブロードウェイの自宅に取材に出かけたことがあつたが、テレビの知名度を背景に、選挙運動をしないのが選挙運動、みたいな余裕の作戦があつたようだ。

対照的だったのは、全国を回った中山さん。あのころの全国区は、北海道から九州まで、選挙カーで回る過酷なものだった。はっきりものをいう、爽やかな印象は変わらなかったが、終盤、顔は真っ黒、声は気の毒なくらいガラガラになっていて、比例区選挙の苦勞を思った。

その3年後にミニ政党の名簿1位で立候補した永六輔さんは遠くから見ただけだが、知名度を生かせずに、確か参院比例区で落選した。選対にいた芸能評論家K氏は、「選挙は負けちゃいけないよ。あんだけ、みんなで結束して運動していたのが、お互いが責任の押し付けでののしりあい。見たくない光景だった。だれか独りでも当選しないとガス抜きができず大変なことになる。覚えておいた方がいい」と教えてくれた。

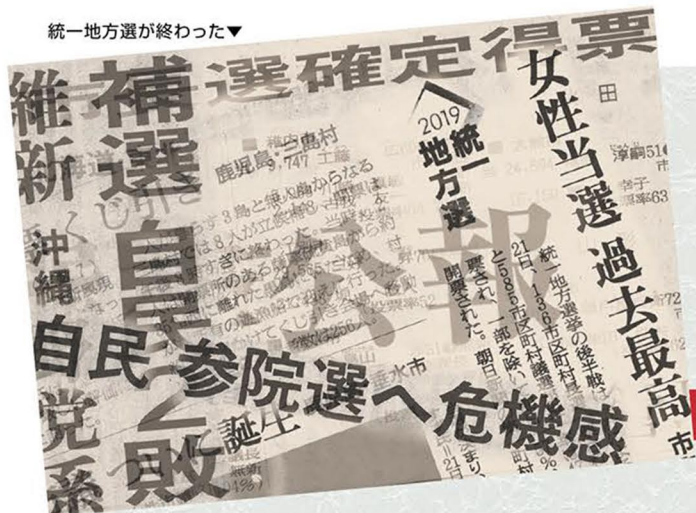
身近に選挙の縁もなく、K氏の忠告は役立つこともなく、ここまできている。

政治的な実績がなければ、個人の人気だけでは比例区は難しい。組織票があれば、簡単なのか。それが、そうでもないことを教えてくれた人がいる。参院で地方区から比例区に回った保守系代議士の選挙を手伝った知人だ。

「大失敗をしました」という。巨大な支援団体があつたのに落選したのだという。いくつか、理由を挙げていたが、興味深かったのは「同じ党から、たくさん候補者が出ているんですね。投票所できざ、組織が応援する人に入れようと思つても、うる覚え。候補者の一覧表を見ると余計混乱してしまふ。結局、大半が政党名を書いて投票してしまつたことが分かりました」。予定の2割ほどしか獲得できず、当選ラインにはるか届かなかつたのだった。

選挙は魔物。選挙中は熱中するが、開票後、天国と地獄に分かれてしまう。魔物に近づかないのが、いちばんだが、近づいてしまったら、勝たないと大変なことになる。やっかいな代物だ。

(求)





店長に求められる知識

顧客サービスⅦ

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

パチンコ店は不特定多数のお客様を相手にしたサービス業です。その本質は、形のないモノを売って対価を得ることです。形がなく、目に見えないモノであるからこそ、お客様は対価と引き替えに得られる価値を重視し、それを厳しく評価します。

店舗責任者として多くのお客様に満足、もしくは感動を与える高いサービス品質を実現するためには、自身の経験だけではなく、社会科学や心理学といった、経験を裏付けるための幅広い知識が必要です。

今回はクレームの考え方と対応について取り上げます。接客業では避けて通れないクレーム対応ですが、苦手意識を持っているスタッフは少なくないでしょう。お客様が不満を持っている状態で、対応を間違えると火に油を注ぐ結果になります。スタッフがきちんとお客様の意見を聞き出すことができずに本当の不満がわからない。お客様のクレームに対して、対応方法がわからず、間違えた対応をしてしまう。お客様のクレームに対して謝罪がない。など、クレーム対応を行うには様々な知識や経

験が必要になってきます。まず、お客様のこと（本当の不満）を知り、適切な謝罪と対応をすれば、お客様の不満や怒りを増加させることなく解決できます。

そこで今回は、クレームの考え方と対応について、問題を解きながら解説していきます。

クレームの意味

【問題】

顧客の苦情の意味をもつ「クレーム」の同義語として、最も適切なものはどれか。

【選択肢】

- a：コンプレイン
- b：コンプライアンス
- c：コンシエルジュ
- d：コンセンサス

【回答分布】

- a：37・2%
- b：20・3%
- c：16・3%
- d：26・2%

【正解と解説】

正解はaです。

a のコンプレインは、「苦情を言う」「不平を言う」という意味です。

b のコンプライアンスは、直訳すると「法令遵守」です。企業などが法令や社会的規範をよく守ることを指します。

c のコンシエルジュは、本来「集合住宅の管理人」という意味です。そこから、ホテルの宿泊客の求めに応じて、街の地理案内や交通機関・観劇の切符の手配などをする係のことを指すようになりました。また、現在では、公共施設や百貨店などで、お客様の希望に応じて様々な提案や手配などをする係という意味としても使われます。

d のコンセンサスは、「意見の一致」や「合意」を意味します。

クレームとは、「売買契約で違反があった場合、売り手に損害賠償を請求すること」という意味です。また、ビジネスの場で広く使われているのは、「異議」や「苦情」、「文句」という意味です。購入した商品やサービスに意見や不満をもつお客様がそれを提供した企業に対して問題点を指摘したり、苦情を述べたり損害賠償を要求した

りする行為を指します。よって、a が正解です。

クレームという言葉の意味から考えて、クレームに対してすぐに解決することが重要ではありません。お客様が伝えようとしている本当の異議や苦情に耳を傾けることが最優先になります。

T・P・O

【問題】

接客の場面でよく使用される T・P・O の意味として、正しいもののどれか。

【選択肢】

- a : T・・・トウリス(真実)
- P・・・ポイント(要点)
- O・・・オケージョン(場合)
- b : T・・・タイム(時間)
- P・・・プレイス(場所)
- O・・・オポチュニティ(機会)
- c : T・・・トウルス(真実)
- P・・・ポイント(要点)
- O・・・オポチュニティ(機会)
- d : T・・・タイム(時間)
- P・・・プレイス(場所)

O・・・オケージョン(場合)

【回答分布】

- a : 5・0%
- b : 25・8%
- c : 7・5%
- d : 61・7%

【正解と解説】

正解は d です。

T・P・Oとは、Time:タイム(時間)、Place:プレイス(場所)、Occasion:オケージョン(場合)の頭文字をとって、「時と場所、場合に応じた言動・行動の使い分け」を意味する和製英語です。

通常では、笑顔で親しみをもった接客をしていても、クレーム対応の場合となると、表情も笑顔ではだめで、言葉遣いもフランクさがあつてはいけません。立つ位置や声のトーンまで、通常の接客とは違うものになるので、気をつける必要があります。

T・P・O に応じて、お客様の気持ちや立場を考慮した対応を使い分けることが顧客満足につながっていきます。そのためには、日常的に行われているサービスがどのくらい T・P・O を考えて実践

できているか、改めて見直しの機会を作ることが必要です。

クレーム対応

【問題】

ホールスタッフの接客に激怒したお客様からのクレームに対するホール責任者の対応として、最も適切でないものはどれか。

【選択肢】

- a : バックヤードの個室に移動して、1対1でお客様の言い分を聞く。
- b : お客様の許可を取って、話の内容をレコーダーに録音する。
- c : お客様の話の中に疑問点、不明点があれば質問をして、こちらに非があるかを確認する。
- d : お客様の話を元にホールスタッフに事実確認をした後、こちらに非があれば改めて謝罪をする。

【回答分布】

a : 57・5% b : 19・6%
c : 13・1% d : 9・8%

【正解と解説】

正解はaです。

激怒したお客様へのクレーム対応は一步間違えると暴力沙汰になる可能性もあります。個室で1対1の状況では、いざというときに事態を収束させることが難しく、複数人で対応することが望ましいです。いい加減な対応をしてさらなるクレームを生まないよう、適切に対応する必要があります。

クレーム対応で、お客様の許可をとり録音することで、録音していないときより、間違ったことを言っただけという心理が働き、冷静に話そうという意識になり、過度な怒りを落ち着かせることもできます。

ロールプレイング

【問題】

接客トレーニングの手法としてよく用いられるロールプレ

イングの事例として、最も適切なものはどれか。

【選択肢】

- a : 開店時に入店するお客様役とスタッフ役に分かれて、声掛けをしあった。
- b : 朝礼で全員一斉に接客用語を唱和した。
- c : 接客シーンのイラストを見ながら、スタッフ同士で意見交換をした。
- d : スタッフとお客様との実際のやりとりを観察して、本人にフィードバックした。

【回答分布】

a : 69・1% b : 12・6%
c : 10・7% d : 7・6%

【正解と解説】

正解はaです。

ロールプレイングは研修手法のひとつであり、役割演技法とも呼ばれます。店舗で起こりうる場面を設定し、参加者に特定の役を割り当てて一連の流れを演じさせる

ことで接客スキルの向上を目指します。

実際にお客様からスタッフに話しかける場面は、それほど多くはありません。そのため、話しかけられることによる対応の経験値は積みにくくなります。一方、スタッフからお客様に声掛けすることは、会員サービスや閉店時案内など決まった形が多くなります。どちらのケースにおいてもロールプレイングによる訓練を通じて、接客スキルを高め、自身の課題を確認する場を作るとは非常に重要です。

クレーム対応に対して苦手意識がある方ほど、対応件数が少なく、経験がないために間違った手順で対応してしまいがちです。クレーム対応の手順は、
① 事実を正確に確認する
② やりとりの客観的な証拠を残す
③ どちらに非がある場合、その事実についてのみ謝罪する
となります。

対応件数はこちらの意図で増やすことはできないので、ロールプレイングを実施して、本番でも活用できる準備をしておきましょう。

商品やサービスについて何らかの意見や不満をもつ人のうち、実際にそれをクレームの形で企業に伝えてくる人はごく一部であり、多くの人は何も言わずに他のお店や他のレジャーに乗り換えるかもしれません。

◆ 娯楽が少なかった昔と違い、今や市民が選択できるレジャーの数はどんどん増えています。もしパチンコ店に入り、ホールスタッフに不快な思いをさせられたり、トラブルでの対応が遅かったりした場合、そのお客様は同じお店に行くことを止めるでしょうし、極端なケースでは、携帯のゲームなどに切り替える方が出るかもしれません。パチンコ店が接客業であると言われるには理由があるわけです。社会情勢の変化が激しい昨今、お客様に対する「サービス」の比重は重くなっていると言えるでしょう。こうしたお客様離れを防ぐために、パチンコ店でも日ごろから顧客のクレームに耳を傾け、有意義な情報として活用する必要があります。

盗撮モノ

131

盗撮サイト

文・綾小路 杏

イラスト・岩崎政志

人間誰しも他人には言えない秘密があると思う。

オレの場合は趣味というか、性癖というか。

秘密にするだけあって、自分でもこれあまり良くない趣味なのはわかってる。

けれど、いまのところ犯罪には手を染めてないので許してほしい。

●
オレの秘密は「盗撮モノ」が好きということ。

あ、念のため繰り返すけど、オレ自身はやってないからね。

確かに、目の前に短めのスカート履いた女性が階段を上っている時とか、正直そのスカートの中を覗いてみたいとか思ってしまうことはある。それは認める。

けど、同時に「やってはいけな

い」という強い理性が働く。

やってしまったら、そして見つかってしまったら、オレは捕まり家族に迷惑をかけることがわかっている。

あ、家族といっても、オレは独身。

両親と妹。その家族が悲しむだろうしツライ目にあうだろうことが想像できる。

だから、ひとつのジャンルとしての「盗撮モノ」を楽しむだけになっている。心がけている。

そういうオレにとって、今の世の中はありがたい。

ネットが発達していてそういう趣向のサイトもたくさんあるし、風俗店に行けばそういうシチュエーションをオーダーして楽しむこともできる。

犯罪行為はしていないとはいえ、やはりおっぱいに言える趣味ではないので、このことは誰にも言っていない。秘密である。

33歳、独身。

大学卒業後、パチンコホール経営会社に就職。真面目に働いて10年。先日、勤続10年の表彰をされたばかりだ。

就職難だったとはいえ、この業界で働くことには戸惑いもあった。

けれど、世間のイメージとは違い、闇社会とつながっているわけでもなく、法令順守したクリーンな企業だった。これはウチの会社だけではないと思う。

ブラック企業とかいう言葉があるけれど、むしろホワイト。確かに仕事内容はキツイことが多いけれど、きちんと休めて超過で働いた分はちゃんと残業代が出る。

なにより、基本給が高い。同年代の他業種で働く友達よりも、確実に良い給料を貰っている。

これは、お互いの給与明細を見せ



合ったので間違いない。

ちなみに、交換した相手はオレの給与明細を見てガクッと顎を落とし、目を見開きながら「転職しよかな」とつぶやいていた。

それに、一人暮らしではあるが、会社が借り上げたワンルームマンションに住んでいるので家賃はタダ。

入社してしばらくはパチンコホールのフロア作業をやっていたが、昨年、本社で広報・渉外部に異動した。

なので、9時から18時までの固定勤務に。

一般的なサラリーマンと同じ勤務体系になったことで、友達と食事もしやすくなった。

ほんと、いい会社に入ったなあ

思う。

そうして問題なく貯金もできていたので、オレは気兼ねなく風俗店に行っている。

ワーク・ライフ・バランス。

プライベートが充実しているからこそ、しっかりと働ける。

オレは、それを実践していると言える。

まあ、ライフの中身は秘密だけだね。

そして、今日も今日とて、お気に入りのサイトを巡回。

無料なのに、けっこうきわどい高画質の動画も見れる。

素人投稿をうたっている盗撮写真サイトも、良い写真がいっぱい。

まあ、「投稿サイト」とか言いつつ、本当はモデルが仕事としてや

ってるんだろ？ヤラセだろうな、
くらいはわかってるが、ガチだ
と信じてみるのが重要。

ところが。

その写真には見覚えがあった。

大写真になってる、スカート
の中ではない。

その写真の背景だ。

拡大して確信した。

自分が昨年まで務めていたパチン
コホールだ。

そこで撮影された写真だ。

てことは、これヤラセじゃなく
てガチかよ！と思わず興奮してし
まったが、一連の写真を見ていく
うちに冷静にならざるをえなくな
った。

ドル箱を運んでいる女性従業員の
スカートの中がメインであるが、
顔のボカシが甘く、知っている人

が見ればこれが誰なのかわかるよ
うなもの。

つまり、そこで働いていたオレは、
盗撮された女性が誰だかすぐにわ
かってしまった。

オレが指導していたこともある、
アルバイトの女の子だ。

小柄で童顔で、気が利く子だった。
オレが本社に異動する時には饞別
を渡してくれるような優しい子だ
った。

確か、彼氏がいて結婚間近と言っ
ていたような気もする。

オレはこの現実はどう対処すべき
か？

なんか猛烈に怒りが込み上げてき
た。

とにかく盗撮して投稿したヤツは
許せない。

オレは翌日、腹を決めて広報・渉
外部長にそのことを申し出た。

さすがに自分の趣味で見っていたら
……などとは言えず、たまたまパ
チンコの情報収集をしていたら、
ひっかかった、と説明した。

部長も投稿された写真を見た途端
に顔色が変わった。

部長にはスマホでサイトをそのま
ま見せたが、スマホを持つオレの
手も震えてしまった。

部長は、社長にすぐ報告すると
もに、午後一で当該ホールの店長
を呼び出すことにした。

店長もその写真を見て、間違いな
く、○○子さんだ……と絶句。

会社としてもただちに幹部会を開
き、対応を協議した。

すぐに警察に被害を相談すべき問
題ではあるが、彼女にその事実を
告げることも酷なことだった。

おそらく真面目な彼女はそうとう
なショックを受けるに違いない。



裏世界の銀

そして会社としては、警察への被害届は少し様子をみてから判断することにし、広報・渉外部としては顧問弁護士らと対応を協議、当該ホールの防犯面を強化することに決定した。

当該ホールではゴトなどを行うお客が紛れ込んでいるかもしれないから、として防犯カメラを増設し、怪しい動きをするお客さんがいたら、インカムですぐに事務所に連絡するよう徹底した。

そして翌週、現行犯で盗撮犯を取り押さえた、という連絡が入った。

ちょうど、2週間後の新台入れ替えのPOPを作り終えて、帰ろうかと思っていた時だった。すぐにオレも当該ホールに向かった。

今回被害に遭ったのは、コーヒーレディの女の子だった。

取り押さえられた犯人はすぐに盗



撮を認めたようだった。

すぐさま警察に通報して、取り押さえた盗撮犯も引き渡した。

自分が見る限り、盗撮犯も真面目そうなヤツだった。

時間からしてサラリーマンだろうか。

事件は地元の新聞にも取り上げられた。

その後、警察からもすこし情報が入り、犯人の余罪がかなりあること、またそういったグループで情

報が共有されていることも聞いた。

どうやら、「盗撮しやすいホール」として一部には有名だったようだ。

また、犯人の動機は、そういうことが昔から好きだったこと。

犯罪であることは分かっていたが欲求を抑えられなかったこと。

さらにネットに投稿することにより賞賛をあげ嬉しくなっていたこと。

そして、もっと他のものを見たいという要求に応えようとして盗撮を続けてしまったこと。

求められたから、応えよう……。

それを聞いて、苦しくなった。

確かに、好みの盗撮写真には「いいね」を付けていた。

そして、もっと写真を投稿してくれないかと求めていた。

そういうオレたち閲覧者の思いが、実際の犯罪を生み出していたのだ。確かに、オレは実際には手を下していない。

けれど、身近な人が被害に遭ったことで、この「盗撮モノ」というジャンルの怖さによく気付いた。

オレは、盗撮サイトのブックマークを全部消した。

この物語はフィクションです。実際の出来事を参考に書いていますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

景品買取りにおける 定額手数料の問題と キャッシュレス化



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第

二東京弁護士会)し、

大手企業の法律問題

を扱う法律事務所勤

務を経て

平成8年 早稲田大学大学

院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所

開設

現在、パチンコホー

ルを始め企業関連の

民事事件を手がける

1 景品買取りの実態

説明するまでもないが、風適法はパチンコホールが景品(賞品)として現金及びこれと同視される有価証券を提供することや自ら景品を買い取ることを禁止し(同法23条1項1号・2号)、また、殆どの都道府県の風適法施行条例はホールが景品を買い取らせることを禁止している(例として、東京都の同条例7条2項2号)。これらはパチンコに現金が賭けられることによる賭博罪(刑法185条)に該当する行為となることを防止する、いわば、パチンコと賭博行為とを峻別する重要な規制である。しかし、實際上、遊技客はホールで

提供された景品を景品買取所に売却することによって換金することができ、この点に関する警察庁の幹部の見解は、「…第三者が客から賞品を買い取ることが禁止されているわけではない。従って、現行の換金行為のうち、営業者と関係のない第三者が客から賞品を買い取ることは直ちに違法となるものではない」とし、ホールと無関係の第三者による賞品の買取りといえるかは、(ア)人的関連性、(イ)買取りの実態、(ウ)資金提供の有無等の個別具体的な事情により判断するとしている(鶴代隆造「パチンコ営業の健全化を推進する取組状況について」平成十六年七月一日以降の状況」警察学論集59巻4号105頁)。

これも説明するまでもないが、このような換金システムは三店(点)方式と呼ばれている。違法性のない三店方式とは買取業者がホール業者との関係で独立性・第三者性を確保していなければならない、そのためには、買取業者は客から賞品を購入した買取価格と、これを卸業者に転売した集荷価格との差益で運営されていなければならないということになる。

ところが、実際には、ホール業者から買取業者へ買取資金+買取所の運営資金が提供されていて、控えめに見ても買い取らせと評価せざるを得なかったり、買取業者がホール業者やその役員の子孫である等して独立性が認められなかったり、景品が買取価格に見合

った価値がなく、買取所から特定のホールに還流している等景品が単なる換金のツールに過ぎなかったり、甚だしい場合は、ホール業者が景品の買取り行為から利益を得ていたりして、ダミーの買取業者を立てた自家買いと評価せざるを得ないような例もある。

2

三店方式を仮装した 景品の買い取らせと 自家買い

先述したような買い取らせやダミーを立てた自家買いにおいては、「問屋」或いは「商社」ともいわれる卸業者を形式的に入れることによつて外形上は三店方式を装いつつ、卸業者を介して景品の買取数量に応じた買取資金+毎月一定額の運営資金を買取業者に提供している場合はかなり多い。そして、驚くべきは、このような三店方式を仮装した買い取らせや自家買いを行っていることに關し、何の違法性の意識をもっていないホール業者が少なからずいるということである。

このように違法性の意識をもたないでいる理由は推測する以外にはないが、一つには、違法な営業形態でも偶々摘発されずに見過ごされて来たことを

「既得権」であると考えられるホール業者の悪しき慣習が影響していることは明白である。ホール営業は出玉の換金が必要れば成り立たず、換金は「既得権」であり、自家買いの禁止(風適法23条1項2号違反)は単なる建前に過ぎず、本音は許容されている、と都合よく考えているのである(同様のことは、くぎ曲げについてもいえよう)。

既に見てきたように、現金・有価証券の提供禁止及び自家買いの禁止は、パチンコが賭博行為と一線を画する大衆娯楽あるということを保証する重要な規制であるにもかかわらず、ホール業者に自家買いは営業に不可欠な行為であるとの考えがあるというのであれば、自らパチンコを賭博行為或いはこれに近い行為としているということになる。

また、ホール業者のこのような考えは、「換金とは自分たちホール業者が自らする『自家買い』が原則である」という意識と親和性が高い。このような意識と、パチンコが現金商売であるという実態とが相俟ち、「買取業者も卸業者も(三店方式の外形を仮装するため存在であり)、ホール業者によるその日の売上金による景品の買取りを代行する下請業者に過ぎない」という意識

に直結しているとみられる。

3

定額手数料制の 問題点

そして、「買取業者も卸業者も、景品の買取りを代行する下請業者に過ぎない」という意識は、三店方式のシステム全体を自らコントロール下において支配すべきものであるとの意識にも直結する。

特に、最近のパチンコの売上減少に伴う景品の取扱量の減少という状況下、それまでは買取価格と集荷価格の差益により独立性を保って営業していた買取業者に対して、ホール業者の方から経費節減のため直接又は卸業者を通じて間接的に毎月固定の買取手数料を支払うように持ち掛けたりして、買取業者を従属的な立場にあるものとして扱う実例も散見される。これこそ、ホール業者に「買取業者も卸業者も、ホール業者による景品の買取りを代行する下請業者に過ぎない」の意識があつてこそあり得ることなのである。

なお、ホール業者が直接買取業者ではなく卸業者に対して毎月定額の手数料を支払っていたとしても、その定額の手数料の内訳は卸業者による買取所

(買取業者)からの集荷・ホールへの納品業務の委託報酬と買取業者による買取所の運営業務の委託報酬に他ならない。このような定額の手数料の支払いこそ、ホール業者が卸業者を介して買取所の運営業務を委託することにより、間接的に買取業者を支配し、買取業者は独立性・第三者性を欠くホール業者に従属する存在であるということを示すものなのである。

このように、ホール業者から直接買取業者に対して定額の買取手数料を提供するのではなく、卸業者に対して定額の手数料を提供するという形をとったとしても、それが「定額」であること自体から買い取らせ又は自家買いが行われている証左なのである。

4 キャッシュレス化の方向

やや話は唐突であるが、経済産業省は、平成29(2017)年3月にクレジットカード会社とのAPI(Application Programming Interface(略))の促進に向けた「クレジットカードデータに係るAPI連携に関する検討会を立ち上げ、平成30(2018)年4月には「キャッシュレス・ビジョン」が公表され、キャッシュレス化の推進が図られてい

るが、これは典型的な現金商売としてのパチンコに、いろいろな面で影響を与える可能性がある。

すなわち、ホール業界でのキャッシュレス化の普及は、一方で、依存症問題という観点からは、遊技客が遊技料金を際限なく注ぎ込む危険性があり、これを防止するシステムを構築する必要性が出て来るが、他方で、健全化と

いう観点からは、インのクリア化の他、ホール業が現金商売であるが故の旧態依然とした意識、「買取業者も卸業者も、…景品の買取りを代行する下請業者に過ぎない」との意識や、目先の利益に目を奪われて長期的な営業戦略をたてられないことを根本的に改める方向性に作用するのではないかと考えている。

そして、驚くべきは、

このような三店方式を仮装した買い取らせや自家買いを行っていることに関し、何の違法性の意識をもっていないホール業者が少なからずいるということである。

ポイント

データでみるパチンコ業界

Yesterday, Today And Tomorrow

第143回

「1日の予算額」と 家計におけるパチンコ

【協力】株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所

図1-1 ■ パチンコ 1日の予算額

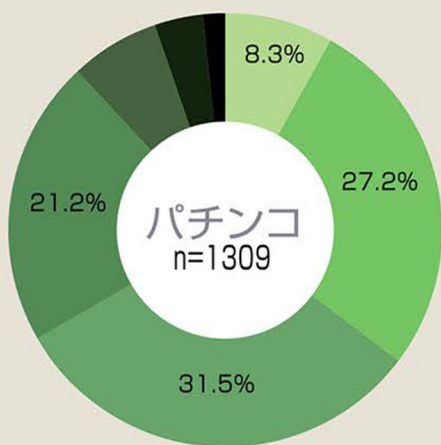
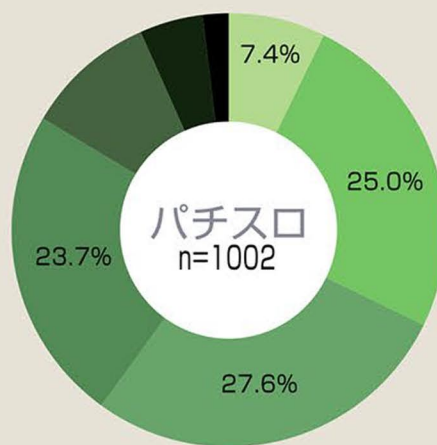


図1-2 ■ パチスロ 1日の予算額



2千円未満 2~5千円未満 5千~1万円未満 1~2万円未満
2~3万円未満 3~5万円未満 5万円以上

改元に伴う10連休が終わり、ホ
ールの繁忙期も一段落しました。
依存・のめり込み問題などが注視

「5千」
「1万円未満」
が最多

される中、パチンコ産業はこれか
らどのように変わっていくのでし
ようか。株式会社エンタテインメ
ントビジネス総合研究所、株式会
社シーズ、株式会社アミューズメ
ントプレスジャパンの3社が共同
で実施した「パチンコ・パチスロ
プレイヤー調査2019」
と総務省統計局「家計調
査」のデータから検証して
みます。

図1は、パチンコ、パチ
スロの「1日の予算額」(パチ
ンコ・パチスロプレイヤー
調査)です。パチンコでは、
「5千~1万円未満」が31・
5%と最も多く、次いで
「2~5千円未満」27・2%、
「1~2万円未満」21・2%
です。パチスロもほぼ同様
で「5千~1万円未満」が
27・6%と最も多く、「2~
5千円未満」が25・0%、
「1~2万円未満」が23・7
%の順です。
パチンコ、パチスロとも
8割以上の予算額は2万円
未満です。パチンコでは1
万円未満の回答が67・0%、

図2 ■ 1世帯当たり1か月間の消費支出内訳



「家計におけるパチンコ」の位置

パチスロ60・0%なので、1日の予算額としては、パチスロの方がやや高くなっていることがわかります。また、低貸し玉・低貸しメダル料金で遊技を楽しんでいると思われる「2千円未満」という回答もパチンコでは8・3%、パチスロでは7・4%を占めています。

「家計におけるパチンコがどのよ
うな位置にあるのかを確かめてみ
ましょう。」
2018年、総世帯の1か月平
均の消費支出は24万6399円で
した。内訳では「食料」が最も多く
25・5%となっています。次いで
「その他の消費支出」が19・9%、
「交通・通信」が14・3%です。
パチンコが含まれる項目の「教養
娯楽」は10%となっています。「食
料」や「住居」、「光熱・水道」など
の生活に欠かせない消費とは異な

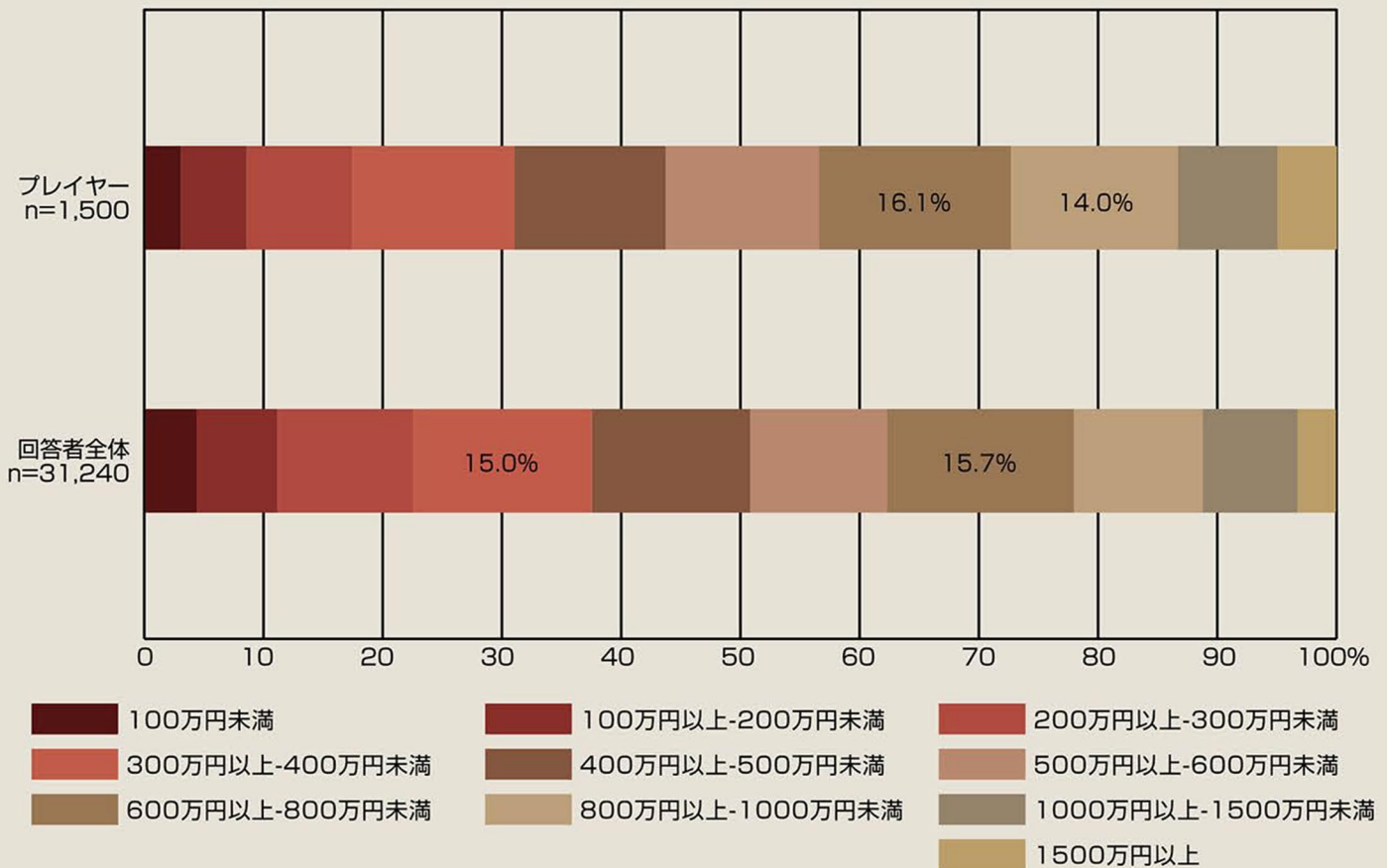
り、「教養娯楽」は趣味嗜好です。
家庭によって、実際に支出される
商品・サービスは大きく異なるこ
とでしょう。「教養娯楽」の項目は
より細分化され、「教養娯楽用耐久
財」「教養娯楽用品」「書籍・他の印
刷物」「教養娯楽サービス」の4つ
に分類されています。
パチンコは、このなかの「教養娯
楽サービス」をより細分化した「宿
泊料」「パック旅行費」「月謝類」
「他の教養娯楽サービス」の「他の
教養娯楽サービス」に含まれてい
ます。
この「他の教養娯楽サービス」が
消費支出に占める割合は3・3%、
8125円です。そして、「他の教
養娯楽サービス」には「放送受信
料」「インターネット接続料」「入
場・観覧・ゲーム代」などが含まれ
ており、「入場・観覧・ゲーム代」
のなかの「他の入場・ゲーム代」に
マジャン、ビリヤード、カラオ
ケなどとともにパチンコの費用は
分類されているのです。
この分類のあり方を見ただけで
も、「教養娯楽」としてパチンコと
競合する他の選択肢がいかに多い
ことが分かります。

プレイヤーの世帯年収

図3は「パチンコ・パチスロプ
レイヤー調査」の回答者全体とこ
の1年間でパチンコ・パチスロを
経験したことがあるプレイヤーの
「世帯年収構成」です。
回答者全体で最も多くを占めて
いるのは15・7%の「600万円以
上800万円未満」でした。その
次は15・0%の「300万円以上4
00万円未満」です。プレイヤー
では「600万円以上800万円
未満」の16・1%が最も多く、次が
14・0%の「800万円以上100
0万円未満」です。世帯年収が低
い「100万円未満」「100万円
以上200万円未満」の占める割
合は、回答者全体よりプレイヤー
の方が低くなっています。パチン
コ・パチスロに限らず、世帯年収
が低いと生活に欠かせない「食料」
などが優先され、「教養娯楽」に支
出できる金額は少なくなります。
世帯年収が高い家庭の方が、「教養
娯楽」に対して支出できる金額も増
え、何に消費するかの選択肢を増
やすことが出来るでしょう。

「1日の予算額」と家計におけるパチンコ

図3 ■ プレイヤー、回答者 世帯年収構成



男性サラリーマンのお小遣いは
3万9836円

お客様の暮らしを
考えながら

家計調査では、消費支出の10%程度が「教養娯楽」に支出されています。世帯年収「600万円以上800万円以上」の世帯なら年間60〜80万円程度が「教養娯楽」に支出されていると考えても良いかもしれません。1か月なら、5〜7万円程度の数字になります。しかし、この金額は家族全員の支出です。当然ながら、「教養娯楽」に支出する金額をすべてパチンコ、パチスロに費やしてしまう訳ではありません。パチンコ・パチスロに使える金額は限られます。

もうひとつ、参考になるデータを挙げておきましょう。新生銀行が毎年実施している「サラリーマンのお小遣い調査」で男性サラリーマンのお小遣いの平均は、3万9836円(2018年)でした。

男性サラリーマンは、この予算で昼食代も飲み代も賄っているのです。この調査では昼食代は1食平均570円、1か月の飲み代は1万2506円となっていました。

パチンコ、パチスロとも1日の予算額では「5千〜1万円未満」が最多でした。その金額はお客様の小遣いから支払われます。そして、その金額は家計における「教養娯楽」の支出の一部なのです。お客様がその家庭の世帯主で、家計収入を支える存在であったとしても、その金額は限られます。パチンコ業界の各分野の方々は、そのことを思い起こすべきでしょう。ご家族がパチンコ・パチスロへの支出を快く思っていないければ、お客様も来店しにくくなるはずです。

閣議でギャンブル依存症対策の基本計画が決定されました。パチンコ店に求められていることとして、現金自動預払機(ATM)の撤去等とともに、家族からの申告による入店制限する仕組みの導入開始も盛り込まれました。

お客様だけでなく、お客様のご家族にもパチンコ・パチスロが健全な娯楽であることをご理解いただけるような営業が求められていると言えるでしょう。

KiK NEWS お知らせ

機構のポスターを掲出しませんか

編集後記

Jリーグ地元チームのサッカーの試合がある日、近所の焼鳥屋はテレビ観戦のファンでこった返す。店の前を通れば、歓声や、ため息の渦が押し寄せてくる。ふだ焼鳥屋とパチンコホールと中の会社員がグチを交わす焼鳥屋も、土日や水曜日の夜ともなると、サッカーの応援客の交流の場が変わっている。

最近、焼鳥屋を描いた昔の句を見つけた。「煽(あお)ぐ焼鳥パチンコの電鈴(りん)壁越しに(秋元不死男)。そう、焼鳥屋とパチンコホールが隣接する駅前横町の賑わいは、どこでも見かけた「パチンコの勝組のゐる焼鳥屋(高澤良一)。競馬の勝組、負組の姿もまた焼鳥屋の定番客であった。」

焼鳥屋の客層も大きく様変わりして

いるのだろうか。(M)

旅先での楽しみのひとつに裏路地の喫茶店を見つけることがある。岐阜ではシリアル・エイメーの歌声が流れて来た。NYを拠点に活躍する女性ジャズシンガー。フランス人の父とドミニカ人の母の間に生まれ、モンテルージャズフェスティバル・コンペティションで優勝するなど新進気鋭の新人だが、日本ではまださほど有名ではない。スイングしながら、どことなく南国を思わせる雰囲気醸し出す。

随分前には京都の喫茶店で麻葉鍋から復帰したばかりのW・ヒューリートの新譜が「流石に早い」と感心した経験もある。こうした音楽との出会いは忘れ難いものだ。(T)

通勤カバンの中には折り畳みの傘を準備している。だからそのカバンを持っている限り、いきなり降られても大丈夫なわけだが、昼休みなどで食事に出かける際はカバンから傘を取り出すのが面倒だ。従って、そんな時はビニール傘を使うようにしている。コンビニなどで複数本買って会社に置いてあるのだが、これがかなりの頻度で行方不明になってしまう。

だから考えた。ビニール傘の持つ部分、いわゆる「ハンドル」の部分にシールに「パチンコ」と書いて貼ったのだ。するとどうだろう。ほぼ紛失することはなくなった。「パチンコ」と書いてある傘は怖がつて?誰も持っていないようだ。(H)

一般社団法人遊技産業健全化推進機構のポスター(左ページ)が好評です。

サイズはB2(幅515cm、縦728cm)の大判で、「不正を許さない」という機構の方針を示す力強いデザインとなっています。

ポスターは作成時に全日遊連など機構社員団体に希望枚数をお送りし、各団体を通じて全国に配布されました。ホール店舗内や団体、会社の事務所などに掲示して頂いていますが、「古くなったので新たらしいポスターを送ってほしい」などの電話が機構事務局にしばしば寄せられます。

お客さんが日々出入りするホールでは、一般の方々にも不正に対する遊技業界の姿勢をアピールするツールにもなりますので、スペースがあれば掲出をお願いしたいと思います。

ポスターに関するお問い合わせがあれば下記の電話またはファックスをご利用下さい。

電話番号 03-3518-2062

FAX番号 03-3518-2063

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります



おかしいと思ったらすぐご一報を
<http://www.suishinkikou.or.jp>

遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry